

長瀨町公共物用途廃止及び売り払い申請の概要

公共物に指定されている道路や水路は、その用途に応じ公共のために供する行政財産です。

行政財産である公共物を売り払いするには、その用途を廃止し普通財産に分類換えをした後でなければ処分することができません。

そこで、町では申請書（下記1の申請書）が提出されると公共物の用途廃止の可否を決定します。

可と決定されると公共物の用途を廃止し、申請人から提出された書類により土地の表示登記、所有権保存登記等を行い行政財産から普通財産に分類換えをします。

その後、普通財産の売払いを希望される方は、普通財産買受申請を行い、売払い決定通知を受領した後、売買契約及び所有権移転登記を行い申請人に売り渡されます。

なお、申請前に必ず建設課へ相談して下さい。

記

1 用途廃止申請書及び添付書類

(1) 申請書（様式1号）

(2) 案内図

（最寄駅から申請地までの経路を示すもの。）

(3) 平面図

（縮尺1/500から1/2500の図面で、用途廃止申請地周辺の状況（建物配置等が把握できるものを使用し、図面中に用途廃止する公共物を記入すること。）

(4) 公図写し

（法務局備え付けの公図を転写したもので、申請地を着色（赤色）したもの。

図面中に転写日及び転写した者の氏名を記入すること。また、申請者が所有している土地を着色（緑色）し、申請地を申請者が一体利用できる範囲を明らかにすること。

なを、図面中に転写日及び転写した者の氏名を記入してください。

(5) 申請地の地積測量図

（縮尺1/250又は1/500で、登記にそのまま使用できる図面が望ましい。）

(6) 申請者の印鑑登録証明書

（3ヶ月以内に交付を受けたもの）

(7) 申請地の登記事項証明書

（用途廃止地が表示・所有権保存登記がなされている場合（有地番の場合のみ）に添付する。

(8) 申請地に隣接する土地の登記事項証明書

(9) 申請地に隣接する土地所有者の同意書（様式第2号）及び印鑑登録証明書

用途廃止地に線及び点で接する土地を所有している者から、土地と公共物との境界が確定した後、隣接土地所有者として公共物が用途廃止され申請人に売り払いされることについての同意書をいう。

また、隣接土地所有者が死亡等により相続等が発生し、いまだに相続登記が完了していない場合については、相続人全員の同意が必要です。

なを、同意書には実印で押印し、申請日の1ヶ月以内に交付を受けた印鑑証明書を添付してください。

同意書の内容は、①境界確認の同意、②利用者としての同意、③隣接地である国有地が処分されることの同意、の3点を含む別紙様式によるものとする。

(10) 利害関係者の同意書（様式第3号）

申請する公共物と特別な利害関係（水利組合、土地改良区等）を有する者がいる場合はその同意書を添付すること。

なを、同意書には実印で押印し申請日の1ヶ月以内に交付を受けた印鑑証明書を添付してください。

(11) 現況写真

（カラー写真。写真から公共物の位置及び状況が把握できるもの。写真撮影方向図を併せて添付する。不動産調査報告書でも可。）

(12) 使用状況調書（様式第4号）

（所定の様式に申請者が記入すること。）

(13) その他町長が必要と認める図書

※用途廃止の申請を行う場合は、申請する公共物と線及び点で接する土地との境界を確定する必要があります。境界が確定していない場合は、境界確認申請を行い、公共物と線及び点で接する全ての土地所有者及び町の立会いを得て、隣接土地と公共物の境界を確定してください。

※用途廃止後、町が囑託にて土地の表題登記を行います。その際に法務局に提出する書類として不動産調査報告書や地積測量図が必要になります。

2 普通財産買受申請書及び添付書類

普通財産買受申請書は用途廃止決定通知受領後に提出してください。

(1) 申請書

(2) 位置図

(縮尺 1 / 250 から 1 / 2500 のもの)

(3) 公図の写し

(法務局備付けの公図を転写したもの)

(長瀬町で表示登記を行っている場合は省略可)

(4) 申請地の地積測量図

(長瀬町で表示登記を行っている場合は省略可)

(5) 現況写真

(申請地及び付近の状況が把握できるもの)

(長瀬町で表示登記を行っている場合は省略可)

(6) 申請者の印鑑登録証明書

(用途廃止申請を行っている場合は省略可)

(7) 申請地の登記事項証明書

(8) 申請地に隣接する土地の登記事項証明書

(用途廃止申請を行っている場合は省略可)

(9) 申請地に隣接する土地所有者の同意書及び印鑑登録証明書

申請地に線及び点で接する土地を所有している者から、申請人に売り払いされることについての同意書をいう。

また、隣接土地所有者が死亡等により相続等が発生し、いまだに相続登記が完了していない場合については、相続人全員の同意が必要です。

なを、同意書には実印で押印し、申請日の3ヶ月以内に交付を受けた印鑑証明書を添付してください。

(用途廃止申請に隣接土地所有者の印鑑登録証明書を添付している場合は印鑑登録証明書は省略可)

(10) 利害関係者の同意書(様式第3号)

申請地と特別な利害関係(水利組合、土地改良区等)を有する者がいる場合はその同意書を添付すること。

なを、同意書には実印で押印し申請日の3ヶ月以内に交付を受けた印鑑証明書を添付してください。

(用途廃止申請に隣接土地所有者の印鑑登録証明書を添付している場合は印鑑登録証明書は省略可)

- (11) 身分証明書
(免許証等のコピー (法人は資格証明書等))

- (12) 住民票
(申請者本人のもの)

- (13) 納税証明書
(町税に未納がないか確認できるもの)

- (14) その他町長が必要と認める図書